

ストーカー事案取扱要綱の制定について（通達）

平成13年3月19日

熊生企第557号

〔沿革〕 平成15年3月熊警第307号、16年8月第1094号改正

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）が平成12年11月24日から施行されたところであるが、ストーカー事案への迅速、的確な対応を図るため、別添のとおり、「ストーカー事案取扱要綱」を制定し、平成13年3月23日から施行することとしたので、効果的な運用に努められたい。

別添

ストーカー事案取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、ストーカー事案の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱においてストーカー事案とは、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）の規制の対象となる事案をいう。

第3 報告

警察署長は、ストーカー事案を認知したときは、ストーカー事案認知報告書（別記様式第1号）により、直ちに、警察本部生活安全企画課長（以下「生活安全企画課長」という。）を経由して警察本部長に報告するものとする。

第4 警察署における事案の処理

警察署長は、認知したストーカー事案が、ストーカー規制法以外の刑罰法令を適用して処理することが適当であると認めるときは、当該法令を所管する課において処理させるものとする。

第5 ストーカー・DV対策室員等の捜査支援の要請

- 1 警察署長は、ストーカー事案の捜査（調査を含む。）のため必要があると認めるときは、警察本部長に対し、ストーカー・DV対策室の室員（以下「室員」という。）又は第6に規定するストーカー対策指定捜査員（以下「指定捜査員」という。）の捜査支援を要請することができる。
- 2 前1の要請は、ストーカー事案捜査支援要請書（別記様式第2号）により、生活安全企画課長を経由して行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により行い、事後速やかに要請書を送付するものとする。
- 3 警察本部長は、前1の要請を受けた場合において、捜査支援が必要であると認めるときは、室員又は指定捜査員を派遣するものとする。
- 4 前3の規定により派遣された室員又は指定捜査員は、派遣先の警察署長の指揮を受けるものとする。

第6 指定捜査員の指定等

- 1 ストーカー規制法以外の刑罰法令を適用するストーカー事案の捜査の支援等を行わせるため、警察本部の生活環境課、少年課、捜査第一課及び組織犯罪対策課（以下「生活環境課等」という。）にストーカー対策指定捜査員（以下「指定捜査員」という。）を置く。
- 2 指定捜査員は、ストーカー規制法以外の刑罰法令を適用するストーカー事案の捜査に関する支援及び指導を行うものとする。
- 3 生活環境課等の課長は、所属の職員のうちから指定捜査員として適任であると思われる者を、ストーカー対策指定捜査員推薦書（別記様式第3号）に

より生活安全企画課長を経由して警察本部長に推薦するものとする。

- 4 警察本部長は、推薦された者が適任であると認めたときは、ストーカー対策指定捜査員指定書（別記様式第4号）を交付して指定するものとする。
- 5 生活環境課等の課長は、指定捜査員の指定を解除する必要があるときは、生活安全企画課長を経由して警察本部長に指定の解除を申請するものとする。
- 6 警察本部長は、前5の申請により指定を解除したときは、速やかにその旨を解除した指定捜査員に通知するものとする。